

○秩父市立図書館資料複写実費徴収規則

平成27年3月26日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）の規定に基づき、秩父市立図書館（以下「図書館」という。）の利用者が学術研究又は学習に供するため、図書館の所蔵する資料（以下「資料」という。）及び図書館の契約等によりインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて送信された情報（以下「送信情報」という。）を複写する場合における実費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(令5規則32・一部改正)

(複写の範囲)

第2条 図書館は、法第31条に規定する範囲内において、資料又は送信情報の複写をすることができる。

(令5規則32・追加)

(実費の額)

第3条 徴収する実費の額は、1面につき10円（カラー複写にあつては、50円）とする。

(令5規則32・旧第2条繰下)

(申込み)

第4条 資料又は送信情報を複写しようとする者は、複写申込書（別記様式）に実費を添えて、図書館長に申し込まなければならない。

(令5規則32・旧第3条繰下・一部改正)

(実費の不還付)

第5条 既納の実費は、還付しない。

(令5規則32・旧第4条繰下)

(実費の減免)

第6条 市長は、特別な理由により必要と認めるときは、徴収する実費を減額し、又は免除することができる。

(令5規則32・旧第5条繰下)

(複写の拒否)

第7条 図書館長は、資料又は送信情報を複写することが不相当と認めたときは、これを拒否することができる。

(令5規則32・旧第6条繰下・一部改正)

(送信情報の複写)

第8条 送信情報の複写は、複写しようとする者の申込みにより図書館の職員が行う。

(令5規則32・追加)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令5規則32・旧第7条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に廃止前の秩父市立図書館資料複写実費徴収規則（平成17年秩父市教育委員会規則第32号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和5年11月2日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第4条関係)

複 写 申 込 書

No _____

年 月 日

秩父市立図書館長 様

住 所 _____

申込者

氏 名 _____

次のとおり複写を申し込みます。

なお、複写に伴う著作権に関する一切の責任は、私が負うことを申し添えます。

複 写 内 容					
資料名又は送信情報名					
複写箇所	種 別	面 数	単 価	金 額	備 考
	白 黒		10円	円	
	カ ラ ー		50円		

※ 上記の表で申込者は、太枠の枠内のみ記入してください。

領 収 書

No _____

¥ _____

ただし、複写実費
上記の金額を領収しました。

年 月 日

様

秩 父 市 出 納 員
(秩父市立図書館)

別記様式（第 4 条関係）

（令 5 規則 3 2 ・ 一部改正）